

# 民主党 内閣部門・統合型リゾート(IR)・カジノ検討 WT 合同会議 次第

司会:後藤祐一 内閣部門会議事務局長

## 1. 開会挨拶

田村謙治 内閣部門会議座長(兼統合型リゾート(IR)・カジノ検討 WT 座長)

## 2. 衆参内閣委員会、国対、政調等の動きについて

## 3. 災害対策 WT の設置について

## 4. 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」について(法案審査)

説明: 国際観光産業振興議員連盟

## 5. 「内閣府設置法等の一部を改正する法律案」について ※以降、マスコミクローズ

説明: 阪本和道 内閣府大臣官房長

小野田壮 内閣府大臣官房総務課長

馬場純郎 内閣府大臣官房総務課長補佐

國友宏俊 内閣官房宇宙開発戦略本部事務局参事官

## 6. 三菱電機株式会社による過大請求について

説明: 丸井博 内閣官房内閣衛星情報センター管理部長

## 7. 資料配付案件

・道州制特別区域基本方針の一部変更

・災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

## 8. その他

### <配付予定資料>

①関係会議等の検討状況について(内閣部門関連)、②内閣部門会議関連資料(政調役員会配付資料)、③災害対策 WT の設置について(市村浩一郎・高橋昭一衆院議員)、④特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(案)(IR推進法案)、⑤特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案 概要(未定稿)、⑥特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(未定稿)、⑦統合型リゾート(IR)・カジノ検討 WT 開催実績、⑧内閣府設置法等の一部を改正する法律案の概要ほか、⑨(三菱電機株式会社による過大請求について)、⑩「道州制特別区域基本方針」の一部変更(閣議決定)について、⑪災害対策基本法施行令の一部改正について(内閣府(防災)) ほか

<次回開催予定> 2/2(木)15:00~(変更の可能性あり) 衆議院第二議員会館 B2F 民主党 C 会議室

## 関係会議等の検討状況について(内閣部門関連)

(1月27日～2月10日)

(内閣部門の下に設置)

- 統合型リゾート(IR)・カジノ検討 WT(田村謙治座長)  
(内閣部門会議との合同開催あり)
- インテリジェンス・NSC WT(大野元裕座長) 定例:毎週水曜朝  
(開催調整中)
- 首都中枢機能バックアップ WT(馬淵澄夫座長)(31日の政調役員会で設置確認予定)  
(開催調整中)

### 合同会議

- 内閣部門・成長戦略・経済対策 PT 合同会議  
・01/31(火) 08:15～ 合同会議  
※ PFI 法改正案についてヒアリング・協議
- 子どもに関する合同会議(内閣・総務・財金・文科・厚労・経産・男女共同参画調査会)  
→【内閣部門より】事務局として泉健太衆院議員  
・02/01(水) 15:00～ 合同会議  
※ 1月31日の子ども子育て新システム検討会議基本制度WTについてヒアリング
- 東日本大震災復旧・復興検討 PT・原発事故収束対策 PT 合同会議  
・02/01(水) 17:15～ 合同会議  
※ 福島復興再生特別措置法案について
- エネルギーPT・原発事故収束対策 PT 合同会議  
・02/02(木) 09:30～ 合同会議  
※ 『フクシマ後の国際エネルギー情勢と仏エネルギー政策の方向性』についてヒアリング
- 新型インフルエンザ対策の法整備に係る内閣・総務・厚生労働合同部門会議  
→【内閣部門より】担当としてはたともこ参院議員  
(開催調整中)

### 調査会

- 行政改革調査会(中川正春会長)  
→【内閣部門より】コアメンバーとして田村謙治座長  
・01/31(火) 18:00～ 調査会総会  
※ 行政構造改革法案(仮称)、「平成20年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置」について

- 地域主権調査会(海江田万里会長)  
→【内閣部門より】会長代理として田村謙治座長、副会長として大久保潔重参院議員  
(開催調整中)
- 社会保障と税の一体改革調査会(細川律夫会長) 定例:毎週水曜日夕  
→【内閣部門より】副会長として田村謙治座長  
(開催調整中)

#### PT・WT

- 消費者問題 PT(岡崎トミ子座長) 定例:毎週金曜日朝
  - ・01/27(金) 08:15～ PT 総会
  - ※ 消費者安全法の一部を改正する法律案、平成 23 年度地方消費者行政の現況調査についてヒアリング、乳児用規格適用食品の表示基準に係る消費者委員会への諮問、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(1 月 20 日閣議決定)について報告
- 成長戦略・経済対策 PT(直嶋正行座長) 定例:毎週火曜日朝
  - 【内閣部門より】副座長として田村謙治座長
  - ・01/27(金) 08:30～ 官民連携(PFI/PPP)小委員会
  - ※ オーストラリアの PPP 事例についてヒアリング
  - ・01/31(火) 08:30～ PT 総会
  - ※ 国家戦略会議の動向についてヒアリング
- 原発事故収束対策 PT(荒井聰座長)
  - 【内閣部門より】幹事として金子恵美参院議員
  - ・02/01(水) 08:00～ PT 総会
  - ※ ストレステストと再稼働についてヒアリング
- 沖縄政策 PT(大島敦座長)
  - 【内閣部門より】副座長として田村謙治座長、大久保潔重参院議員
  - ・02/01(水) 17:00～ PT 総会
  - ※ 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について
- 東日本大震災復旧・復興検討 PT(櫻井充座長)
  - 【内閣部門より】副座長として田村謙治座長  
(合同会議開催予定あり)
- 鳥獣被害対策 PT(佐々木隆博座長)
  - 【内閣部門より】副座長として大久保潔重参院議員、幹事として坂口岳洋衆院議員  
(開催調整中)
- 死因究明 PT(中井洽座長)
  - 【内閣部門より】副座長として川口浩衆院議員  
(開催調整中)
- 人材科学技術イノベーション PT(小沢鋭仁座長)
  - 【内閣部門より】副座長として津村啓介衆院議員(事務局次長と兼任)  
(開催調整中)

■ 公務員制度改革・総人件費改革 PT(大島敦座長)

→【内閣部門より】副座長として田村謙治座長、幹事として津村啓介衆院議員・大久保潔重  
参院議員・後藤祐一事務局長  
(開催調整中)

■ 水政策 PT(三井辨雄座長)

→【内閣部門より】副座長として矢崎公二衆院議員  
(開催調整中)

■ 東電・電力改革 PT(仙谷由人会長)

→【内閣部門より】副会長として田村謙治座長  
(開催調整中)

■ 障がい者 WT(中根康浩座長) →厚生労働部門会議の下に設置

・01/31(火) 16:00～ WT 総会

※ 新法に向けた「骨格提言」の主なポイントをめぐる議員間討議

・02/01(水) 14:00～ WT 総会

※ 新法に向けた「骨格提言」の主なポイントをめぐる議員間討議

## (内閣部門会議関連資料)

### 政調役員会配付資料より

#### <1/26 開催分>

- 次第 P.1
- 東電・電力改革 PT の設置について P.2
- 原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省  
設置法等の一部を改正する法律案(原子力安全改革法案)など P.3

○会長挨拶

○PT設置の件 \* 東電・電力改革PT…………… P 1

○財務金融部門会議の審査案件 (閣法)

\* 「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」…………… P 2

\* 「関税込率法等の一部を改正する法律案」…………… P 4

(説明: 大久保・副会長/財務金融部門会議座長)

○総務部門会議の審査案件 (閣法等)

\* 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案…………… P 6

\* 「地方交付税法等の一部を改正する法律案」「平成24年度地方団体の歳入歳出総額の見込額(平成24年度地方財政計画)」…………… P 10

(説明: 加賀谷・副会長/総務部門会議座長)

○厚生労働部門会議の審査案件 (閣法)

\* 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」…………… P 13

(説明: 長妻・副会長/厚生労働部門会議座長)

○外務部門会議の審査案件 (閣法)

\* 「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」…………… P 18

(説明: 菊田・副会長/外務部門会議座長)

○農林水産部門会議の審査案件 (閣法)

\* 「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案」(仮称)…………… P 20

(説明: 郡司・副会長/農林水産部門会議座長)

○法務部門会議の審査案件 (閣法)

\* 「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」…………… P 30

(説明: 松野・副会長/法務部門会議座長)

○環境部門会議の審査案件 (閣法等)…………… P 33

\* 「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案」(原子力安全改革法案)

\* 「原子力安全調査委員会設置法案」

\* 「地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件」

(説明: 横山・副会長/環境部門会議座長)

○法案登録 \* 「行政構造改革法案」(仮称)

(説明: 階・副会長/行政改革調査会事務局長)

○その他

○次回の日程について 1月31日(火) ○〇時~

2012年1月26日

「東電・電力改革P T」の設置について

経済財政・社会調査会  
会長 仙谷由人

東京電力福島第一原発事故との戦いは、現下の最重要課題の一つである。賠償をはじめとする被災者支援・生活の再興、特に子どもの健康確保に重点をおいた除染の徹底は喫緊の課題であり、また事故の最終的な収束に向けた廃炉を着実に進めなければならない。

また、この賠償・除染・廃炉を着実に実施する資金を東電が着実に調達するためには東電の経営形態を検討する必要があると共に、わが国の社債市場への影響も検証する必要がある。

加えて、空洞化の抑止など日本経済の再生の観点、地域住民の安全・安心の観点などから原発の再起動についても適切な対応をとることが重要である。

以上のように、東電を軸とする各種の課題は広汎である一方、一体的に議論を進める必要があることから、経済財政・社会調査会の下に「東電・電力改革P T」を設置することとする。

【P T役員（案）】

会長	仙谷由人	(経済財政・社会調査会長)
副会長	大畠章宏	(エネルギーP T座長)
	荒井聰	(原発事故収束対策P T座長)
	田村謙治	(内閣部門座長)
	大久保勉	(財金部門座長)
	鈴木寛	(文部科学部門座長)
	田嶋要	(経済産業部門座長)
	横山北斗	(環境部門座長)
	松井孝治	(筆頭副幹事長)
	吉良州司	
	高橋千秋	
事務局長	大塚耕平	(経済財政・社会調査会事務局長)
事務局次長	小川淳也	(政調副会長)
	玉木雄一郎	(政調会長補佐)

法案審査  
方法分類

## 政調役員会・政調幹部会 議案提案申請書

(提案者)

(党側) 環境部門会議座長 横山北斗

法案名等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律(案)(原子力組織制度改革法案)、</li> <li>原子力安全調査委員会設置法(案)</li> <li>地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件</li> </ul>		
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府提出法案(法律案、予算、条約等)</li> <li>議員立法</li> <li>法案修正</li> <li>委員会決議</li> <li>政府・民主三役会議が指定するもの</li> <li>その他( )</li> </ul>		
提出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府提案</li> <li>委員長提案</li> <li>民主党単独</li> <li>その他( )</li> </ul>		
先議院 (見込み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>衆議院</li> <li>参議院</li> </ul>		
付託 委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>衆議院 委員会(月 日付託)(月 日採決予定)</li> <li>参議院 委員会(月 日付託)(月 日採決予定)</li> </ul>		
他会派の態度	賛成会派＝ 反対会派＝		
<p>1. 法案・修正案・委員会決議の概要(資料添付原則3枚まで)</p> <p>(1) 原子力組織制度改革法案 (2) 原子力安全調査委員会設置法案</p> <p>①原子力安全規制組織の再編及び機能強化 ①原子力安全調査委員会の所掌事務、組織等</p> <p>②原子力安全のための規制や制度の見直し ②原子力事故等調査</p> <p>などを定めるもの。(1月31日閣議決定予定)</p>			
<p>2. 提案理由</p> <p>(1) 原子力組織制度改革法案：原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、規制と利用の分離及び原子力安全規制の一元化の観点から、環境省に原子力規制庁を設置する等組織再編、機能強化を行う。原子力安全に係る規制及び制度の見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力安全調査委員会設置法案：原子力利用における安全の確保を確実なものとするため、原子力規制庁に原子力安全調査委員会を設置する。</p>			
<p>3. 部門会議、コアメンバー会議等審議状況(主な意見等も記載)</p> <p>1/17、23、24、25の環境部門・内閣部門・原発事故収束対策PT合同会議において説明聴取、議論を重ねた。合同会議の議論を踏まえ、25日合同会議において、法案の了承に当たり条文の修正を政府に求める座長とりまとめが提案され、了承された。</p> <p>主意見：①名称変更(原子力安全庁→原子力規制庁) ②運転期間の制限(40年運転制限) ③原子炉等規制法の名称と目的等</p>			
以下、申請時までに記入しておくこと			
4. 党内調整 状況	他関係部門	了承有	主な調整事項
	内閣部門	了承	
	原発事故収束 対策PT	了承	
5. 政府内 調整状況	全省庁	了承	
	省(庁)		
	省(庁)		
6. 備考欄			
政調会長 決裁			



## 座長とりまとめ

## 環境部門・内閣部門・原発事故収束対策PT合同会議

合同会議の議論を踏まえ、法案の了承に当たり条文の修正を求めるのは以下の事項とする。なお、今後も随時会合を開催し、議論を深めていくこととする。

## (組織の名称)

1. 新組織の名称を政府原案の「原子力安全庁」から「原子力規制庁」に変更する。

## (40年運転制限)

2. 原則と例外の関係(40年を超える稼働は極めて難しいこと)を明確にするため、政府原案の原子炉等規制法第43条の3の31を修文する。すなわち、延長の申請があった場合の認可について規定する第5項を、原案の「...基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。」から「...基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。」に修正する。

## (原子炉等規制法の名称と目的)

3. 法律の名称は、変更しないこととする。(政府原案の「原子力の安全の確保等」を削除。)

原子炉等規制法第1条(目的)に「原子力の安全を確保し」という文言を追加することをやめる。

- ※ 情報公開等を進める観点から、発電用原子炉施設の安全性評価制度について、評価の「概要」ではなく、その内容を公表するよう修正する。(第43条の3の29第5項)

## 原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための 環境省設置法等の一部を改正する法律(案)(原子力組織制度改革法(案))

### 1 趣旨

原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、規制と利用の分離及び原子力安全規制の一元化の観点から、環境省に原子力規制庁を設置する等関係組織の再編及びその機能強化を行うとともに、今般の原子力発電所の事故を踏まえ、原子力安全に係る規制及び制度の見直しを行う。

### 2 概要

#### (1) 環境省等関係組織の再編及び機能強化

- 環境省に原子力規制庁を設置
  - ・ 原子炉等の安全のための規制の一元化
  - ・ 原子力事故時の災害防止の任務の明確化
- 原子力規制庁に原子力安全調査委員会を設置
  - ・ 原子力の安全の確保に関する施策等の実施状況、事故の原因を調査
  - ・ 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に勧告
- 放射線審議会を文部科学省から原子力規制庁に移管
- (独)原子力安全基盤機構の移管、放射線医学総合研究所の一部共管化

#### (2) 原子力安全のための規制や制度の見直し

- 原子炉等規制法の改正
  - ・ 重大事故対策の強化、最新の技術的知見を施設・運用に反映する制度の導入、運転期間の制限 等
  - ・ 発電用原子炉施設の安全規制体系見直し(電気事業法との関係整理)
- 原子力災害対策特別措置法の改正
  - ・ 原子力災害予防対策の充実
  - ・ 原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化
  - ・ 原子力緊急事態解除後の事後対策の円滑化
  - ・ 原子力防災指針の法定化

### 3 施行期日

- 平成24年4月1日
- 原子炉等規制法の改正等による安全規制の見直しの一部については、公布日から10月内又は1年3月内で政令で定める日
- 原災法改正の一部については公布日から6月以内で政令で定める日

### 4 原子力安全調査委員会設置法(案)との関係

- この法律と原子力安全調査委員会設置法(案)は、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための一体不可分のもの

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための  
環境省設置法等の一部を改正する法律案により改正される法律

- 環境省設置法
- 国家行政組織法
- 原子力基本法
- 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- 放射線障害防止の技術的基準に関する法律
- 電気事業法
- 環境基本法
- 原子力災害対策特別措置法
- 独立行政法人放射線医学総合研究所法
- 循環型社会形成推進基本法
- 独立行政法人原子力安全基盤機構法
- 特別会計に関する法律

その他附則改正が想定される主な法律は以下のとおり

- 内閣府設置法
- 文部科学省設置法
- 経済産業省設置法
- 国土交通省設置法

## 原子力安全調査委員会設置法(案)

### 1 趣旨

原子力利用における安全の確保に関する事項について調査すること等により、原子力利用における安全の確保を確実なものとするため、環境省の原子力規制庁に、原子力安全調査委員会を設置する。

### 2 概要

#### (1) 原子力安全調査委員会の所掌事務、組織等

- 原子力安全調査委員会の所掌事務
  - ・ 原子力の安全の確保に関する施策等の実施状況の調査
  - ・ 原子力事故等の原因・被害の原因を究明するための調査
  - ・ 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に対する勧告等
- 原子力安全調査委員会の組織
  - ・ 委員5名で構成
  - ・ 委員は両議院の同意を得て、環境大臣が任命
  - ・ 専門事項の調査のため、専門委員を任命
- 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長等に対し、資料・情報提供等の必要な協力を求めることが可能

#### (2) 原子力事故等調査

- 関係者からの報告聴取、立入検査、物件提出命令等の権限を付与。環境大臣に対し、必要な援助を求めることが可能。
- 調査報告書は公表。必要に応じ、環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に勧告

### 3 施行期日

- 平成24年4月1日  
(委員の任命のための両議院の同意に係る部分は公布の日から施行)

### 4 原子力組織制度改革法(案)との関係

- この法律と原子力組織制度改革法(案)は、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための一体不可分のもの

## 原子力安全規制組織等の再編及び機能強化

### 1. 規制と利用の分離

- (1) 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経産省から分離し、環境省の外局として原子力規制庁を設置。「原子力の安全の確保」を環境省の任務に加える。(環境省設置法、国家行政組織法、経済産業省設置法)
- (2) 原子力利用における安全の確保は、国際的な動向を踏まえつつ、放射線による有害な影響から人の健康と環境を保護することを目的として行うことを、原子力利用の基本方針とする。(原子力基本法)
- (3) 原子炉等規制法の目的規定から、原子炉等の利用が計画的に行われることを確保することを削除するとともに、原子炉の設置の許可等の基準のうち、原子力の利用等の計画的な遂行に関するものを削除し、原子力の安全の確保を図ることが主たる目的であることを明確にする。(原子炉等規制法)
- (4) エネルギー対策特別会計に、「原子力安全規制対策」を新設。原子力安全の確保を図るための財政上の措置の経理区分を明確化する。(特別会計に関する法律)

### 2. 原子力安全規制組織の一元化

- (1) 文部科学省、経済産業省及び国土交通省が所掌する原子力安全規制に関する事務を一元化する等して「原子力の安全の確保」を環境省の任務に加える。(環境省設置法、文部科学省設置法、経済産業省設置法、国土交通省設置法)
- (2) 文部科学省から放射線審議会に係る業務を環境省に移管する。  
(環境省設置法、文部科学省設置法、放射線障害防止の技術的基準に関する法律)
- (3) 独立行政法人原子力安全基盤機構の所管を環境省に移管し、機構の目的として原子力災害の予防等に関する業務を行うことを明確化する。  
(独立行政法人原子力安全基盤機構法)

(4)独立行政法人放射線医学総合研究所の業務のうち、原子力事故に由来する放射線の人体への影響等に係るものについて、環境省の共管とする。

(独立行政法人放射線医学総合研究所法)

(5)原子力委員会から核セキュリティに関する事務の調整機能を移管する。(環境省設置法、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法)

(6)環境大臣は、原子力の安全の確保のために特に必要があるときには、原子力の安全の確保に関する施策の実施について関係行政機関の長に勧告できることとする。(環境省設置法)

### 3. 独立性の確保

(1) 原子炉等の規制に係る行政判断を行う権限は、原則として環境大臣から原子力規制庁長官に委任する。(原子炉等規制法)

(2)原子力規制庁に原子力安全調査委員会を設置し、原子力規制庁による規制の実効性や原子力事故の際の原因究明等の調査を行う。

(原子力基本法、環境省設置法、原子力安全調査委員会設置法)

(3) 原子力安全調査委員会に、原子力の安全の確保するために必要な場合の勧告権等を付与する。(原子力安全調査委員会設置法)

### 4. 環境省における対応

(1) 放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とする。(環境基本法)

(2) 放射性物質及びこれによって汚染された物について、循環型社会形成推進基本法の適用の対象とする。(循環型社会形成推進基本法)

(3) 環境省の副大臣、政務官の定数をそれぞれ二名とする。(国家行政組織法)

## 原子力安全規制の転換

### 1. 原子力基本法の見直し

- (1) 原子力利用における安全の確保は、国際的な動向を踏まえつつ、放射線による有害な影響から人の健康と環境を保護することを目的として行うことを、原子力利用の基本方針とする。
- (2) この基本方針を踏まえて、原子力安全調査委員会は、原子力安全の確保に関する規制等に関し、その実施状況を調査し、その結果に基づき、必要があると認めるときは環境大臣又は原子力規制庁長官に勧告等を行う。

### 2. 原子炉等規制法の見直し

#### (1) 重大事故対策の強化

原子炉等規制法の法目的に、重大な事故の発生に伴う所外への放射性物質の異常放出といった災害の防止が含まれること、及び発電用原子炉設置者等が行うべき保安措置に重大事故対策も含まれることの明確化を行う。

また、規制上一律に定める安全上の要求内容に加えて、事業者自らが原子力施設の安全性評価を行い、その内容を公表させる制度を導入する。

#### (2) 事後規制の許可済施設への適用等

許可済みの原子炉施設等に対し、新たな基準が定められた場合に、原子炉施設等に対して当該基準に適合させる制度を導入する。

また、安全性の向上に繋がる技術の発電用原子炉施設等への着実な導入を促進するため、安全性を向上させる設備の改善、増設等について、許認可審査の重複を排除すべく、設備の型式承認制度を設けるとともに、発電用原子炉施設の設備等の変更のうち、災害の防止上支障がないことが明らかなものについて、届出制度を導入する。

### (3) 運転期間の制限等

発電用原子炉を運転できる期間を使用前検査に合格した日から起算して40年と定める。ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準として環境省令で定める基準に適合していると認めるときに限り、二十年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として、一回に限り、延長の認可をすることができることとする。

### (4) 発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理

発電用原子炉施設について、原子炉等規制法で一元的に必要な措置を講ずるため、元来電気事業法の規制の下にあった発電用原子炉施設についての規定を原子炉等規制法に新設する等、所要の整理を行う。

### (5) その他

#### ① 災害が発生した施設に対する安全規制措置の導入

災害が発生した施設について、原子炉等規制法第64条の応急措置を講じた後、廃止措置等を講ずるまでの間更なる災害の防止又は核物質防護の観点から、当該施設を特定原子力施設に指定し、実施計画の策定・認可を義務づけ、当該計画に沿った措置を講ずることを義務づける。

#### ② 審査専門委員の設置

原子炉の設置の許可等に当たって、高度な専門技術的知見を踏まえ適切な判断を行うため、原子力安全庁に審査専門委員を置く。

#### ③ 設計及び工事の段階への品質保証の導入等

原子炉施設等の設計及び工事の段階から原子炉設置者の品質管理体制等について確認すべく、工事の計画の方法の認可基準に追加する。

また、原子力施設の設備の製造を行う者等に対し、必要に応じて立入検査を行うことができる制度を導入する。

#### ④ 事業者の取組責任の明確化

原子力事業者等は、原子力災害の防止に関し、必要な措置を講ずる責務を有することを明確化する。



## 原子力災害対策特別措置法の改正

### 1. 原子力災害予防対策の充実

#### (1) 原子力事業者の防災対策・訓練の強化

原子力事業者の防災訓練の実施状況を国が確認し、必要な改善等を命令することができることとし、違反した場合の罰則等も措置する。

#### (2) 原子力災害対策重点区域(いわゆるEPZ)見直しへの対応

原子力事業者が防災業務計画の協議や事故事象の通報等を行うべき関係周辺都道府県知事の要件を改正する。

### 2. 原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化

#### (1) 副本部長・本部員の増員

全ての国務大臣を本部員とし、副大臣のみならず大臣政務官も本部員に任命可能とするとともに、本部長(内閣総理大臣)を支える副本部長(環境大臣)も増員可能にする。

### 3. 原子力緊急事態解除後の事後対策の円滑化

#### (1) 原子力災害対策本部による事後対策の推進

原子力緊急事態解除後も引き続き原子力災害対策本部を存置し、事後対策の推進のための本部長による各省・自治体等への指示権等を確保する。

#### (2) 市町村長による避難指示等の存置

残留する放射性物質から住民の安全を確保するため、市町村長による避難指示や立入制限等を行うことができることとする。

### 4. 原子力防災指針の法定化

環境大臣による原子力防災指針の策定を法定化し、各府省・自治体等による原子力災害対策の実施に係る専門的・技術的事項を規定する。

**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件**

1 趣旨

産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、産業保安監督部の支部及び産業保安監督署の設置に関し、地方自治法の定めにより国会の承認を求めるもの。

2 概要

(1) 産業保安監督部等の設置

- 現在、原子力安全・保安院に、各地域において火薬、高圧ガス、鉱山等の産業保安に関する業務を行う組織として、
  - ・産業保安監督部（北海道、関東東北、中部近畿、中国四国、九州）
  - ・那覇産業保安監督事務所
  - ・産業保安監督部の支部（東北、近畿、四国）
  - ・産業保安監督署（釧路、北陸）が設置されているところ
- 原子力安全・保安院の廃止による組織再編に伴い、これらの組織を、経済産業省の地方支分部局として改めて設置  
(原子力組織制度改革法(案)の附則にて措置)

(2) 国会の承認について

- 上記の産業保安監督部等の設置については、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、その名称、位置及び管轄区域について、国会の承認が必要

3 原子力組織制度改革法(案)との関係

- 本承認は、原子力組織制度改革法(案)の附則により設置される産業保安監督部等について、地方自治法の規定により承認を求めるものであり、一体不可分のもの